

## 保育サービスについて

### 入園要件について

- (1) 鳥取市に在住し住民登録をしていること、若しくは入園日までに鳥取市に転入予定であること
- (2) 保護者等が鳥取市が定める理由により児童の保育ができないこと



### 料金について

- ・保育料は、児童と生計を一にしている父母の市町村民税所得割額を合算した額で鳥取市が算定します。（児童と同一世帯で生計を一にしている父母以外の扶養義務者が家計の主宰者である場合は、その税額を含める）
- ・3歳から5歳までの保育料は無償化となります。（副食費は無償化の対象外）
- ・4月1日現在の児童の年齢で年度内の保育料が決定されますが、年度の途中で年齢が3歳になっても保育料の変更はありません。年度途中で入所された場合も同様です。月途中の入退所につきましては日割り計算となります。

### 延長保育事業について

- ・保護者の就労等、やむを得ない事情のため利用可能時間以外の保育が必要と認められる場合は、延長保育を利用できます。ただし、事前に申込が必要です。
- ・各種軽減により毎月の保育料が無料になる場合であっても、保育料階層に応じて延長保育料は必要となります。

※利用料金につきましては、保育料階層区分及び利用時間で異なります。詳細は鳥取市 HP をご覧ください

### 一時預かり事業について

- ・保護者の就労や病気、冠婚葬祭やボランティア、育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等、さまざまな理由により1週間に3日を限度として一時的にお預かりします。（土日祝除く）
- ・事前の登録が必要ですので、利用を希望される場合は下記園へ直接お申込みください。（利用日前日の正午まで） ※緊急的な事由の場合はご相談ください
- ・保護者の傷病、出産など社会的にやむを得ないと認められる場合は、連続する14日間（土日祝除く）を限度として利用することもできます。

※利用料金につきましては、児童年齢及び利用時間で異なります。詳細は鳥取市 HP をご覧ください

- 実施園    めぐみ保育園   （鳥取市吉方町 1-201    0857-27-1310）  
              松保保育園    （鳥取市布勢 91-1        0857-28-0474）  
              とうごう保育園（鳥取市西今在家 205-1    0857-53-1321）

### 休日保育事業について

- ・日曜、祝日に保護者の就労等により、家庭で保育ができない場合にお預かりします。事前の登録が必要ですので、利用を希望される場合は下記園へ直接お申込みください。（利用日の1週間前まで）

※利用料金につきましては1回2,000円となりますが、平日の園利用をお休みされる場合は無料となります。

詳細は鳥取市 HP をご覧ください

- 実施園    幼保連携型認定こども園わかばこども園（鳥取市吉方温泉 1-322    0857-22-2559）

## 『乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)』をスタート

★R7.5月より、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に『乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)』を開始します。



### ●事業内容

実施期間	・令和7年5月1日(木)～令和8年3月31日(火)
実施園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・むつみこども園 &lt;入所定員200名&gt; (鳥取市二階町4丁目201 TEL:22-5004)</li> <li>・わかば台こども園 &lt;入所定員110名&gt; (鳥取市若葉台南2丁目205-2 TEL:52-6126)</li> <li>・よねさと保育園 &lt;入所定員110名&gt; (鳥取市中大路49-1 TEL:53-0411)</li> </ul>
利用定員	・事業実施園の入所定員から在籍園児数を差し引いた数の範囲内 【余裕活用型】
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取市に住民票がある方</li> <li>・保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6ヶ月から満3歳未満(*)のこども (企業主導型保育施設に通っているこどもは対象外) (*)満3歳未満は3歳の誕生日の前々日まで</li> <li>・こども1人当たり月10時間を上限</li> </ul>
実施時間	・(平日)月曜日～金曜日 9:00～16:00
給食費等の実費徴収内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども一人につき1時間あたり 300円</li> <li>・給食またはミルクを提供した場合 1食あたり(ミルクは1日あたり) 300円</li> <li>・利用終了時間を超過した場合 1時間当たり 1,100円</li> </ul>
利用料の支払方法	・現金またはクレジットカード
利用の申込み	・とっとり電子申請サービス(鳥取市)により申請
面談予約・利用予約の期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望日の1週間前までに予約が必要です</li> <li>・初回利用の前に事前面談が必要です</li> </ul>
キャンセルポリシー	・(PDF)社会福祉法人鳥取福祉会 認定こども園・保育園における乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用に関するキャンセルポリシー

※詳細については、実施園にお問い合わせください。



社会福祉法人鳥取福祉会 認定こども園・保育園における乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の利用に関するキャンセルポリシー

【乳児等通園支援事業の実施園：むつみこども園、わかば台こども園、よねさと保育園】

- 1 施設の利用予約が完了した時点より当キャンセルポリシーの対象となります。
- 2 利用日を変更したい場合は、予約をした施設にご連絡ください。
- 3 以下の場合にはご利用をお控えいただくとともに、利用のキャンセルについて、できる限り速やかに予約をした施設にご連絡ください。なお、当日のキャンセルについては、利用開始時間までに連絡をお願いします。
  - ・利用日当日に発熱がある場合
  - ・発熱はなくとも体調不良の場合（利用前日または当日の下痢、嘔吐等）
- 4 利用の無断キャンセルや度重なる予約変更等をされた場合には、利用をお断りする場合があります。
- 5 利用の無断キャンセルの場合、キャンセル料のお支払いが必要です。利用予約日を含め5日以内に予約施設でお支払いください。なお、キャンセル料や利用時間の取り扱いについては、以下の表のとおりです。

電話連絡によるキャンセル	利用日 4日前 まで	利用日 3日前 まで	利用日前日まで ※前日の16時まで	利用日当日	
				体調不良等による キャンセル (利用開始時間までに 連絡ありの場合)	無断キャンセル
キャンセル料	なし	なし	なし	なし	あり (予約時間分全額)
給食に係る キャンセル料 (給食提供ありの 場合)	なし	あり (300円/食)	あり (300円/食)	あり (300円/食)	
利用時間	なし	なし	なし	予約時間分を利用したものとみなす	

(注1) 利用日の前日以前の日数のカウント方法

月曜日から金曜日の実施施設開所日でカウントします。

【例】利用日前日

月曜日から金曜日の実施施設開所日のうち、利用日の1営業日前のことをいいます。

- ①利用日が月曜日の場合 → 「前週の金曜日」
- ②月曜日が祝日で利用日が翌日の火曜日の場合 → 「前週の金曜日」
- ③火曜日が祝日で利用日が翌日の水曜日の場合 → 「同週の月曜日」

(注2) 実施施設側では当日お預かりする準備を整えているため、本事業を利用したものとみなし、予約時間分をひと月の利用可能枠10時間より差し引かせていただきます。